

教育等の振興に関する施策の大綱について

1 大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正（平成27年4月1日施行）され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされたもの。

なお、大綱には、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 本県における大綱の策定状況

本県では、宮城県総合教育会議における協議を踏まえ、平成27年7月に知事が「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定した。内容については、平成22年3月に策定した「宮城県教育振興基本計画」を土台としつつ、平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」における教育分野の施策等を取り入れたものとなっている。

なお、大綱の期間は、「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定（平成29年3月）を見据え、平成27年度から平成28年度までの2年間としたもの。

3 新たな大綱について（案）

本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、宮城県及び宮城県教育委員会が策定主体となり、今年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成29年度から平成38年度まで）を策定した。

当該計画においては、計画期間である10年間を経過した段階で本県教育が目指す姿と、その実現に向けた5つの目標を掲げている。また、主な施策を10の基本方向に分け、それぞれの方向性を示しており、これらが大綱に該当すると位置付けられることから、新たな大綱は策定せず、「第2期宮城県教育振興基本計画」をもって大綱に代えることとする。

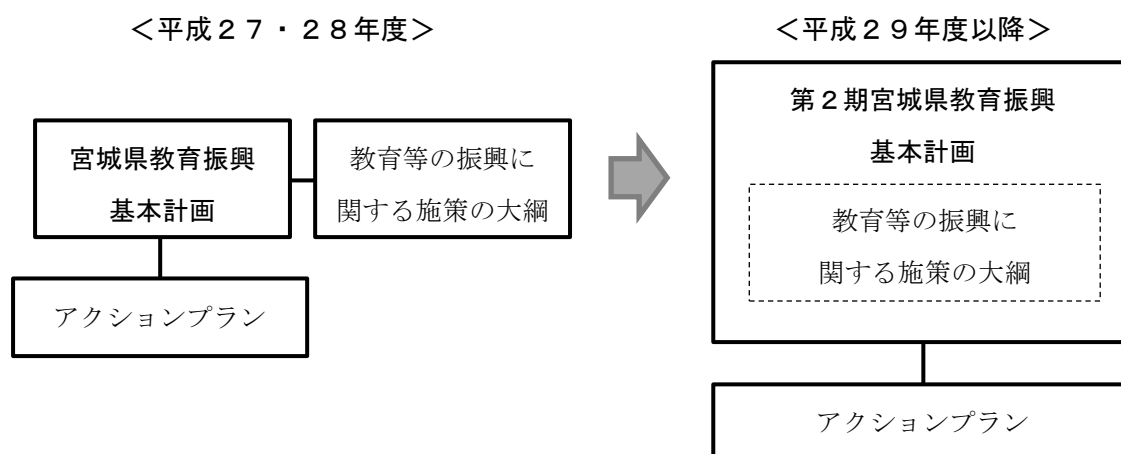
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知（抜粋））

第三 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。



(参考：東北各県の策定状況)

県名	大綱の策定状況	計画期間 (年度)
青森県	・「青森県教育振興基本計画」を「大綱」として位置付け	H26～H30
岩手県	・いわて県民計画「第3期アクションプラン」の教育分野を「大綱」として位置付け	H27～H30
宮城県	・「教育等の振興に関する施策の大綱」策定 (H27.7月)	H27～H28
秋田県	・「秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」策定 (H27.5月)	H27～H29
山形県	・「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」策定 (H27.5月)	H27～H31
福島県	・福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の教育分野を「大綱」として位置付け	H25～H32